

議 案 第 20 号

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

いじめ問題対策委員会委員及びいじめ問題再調査委員会委員の報酬の額を改定するため、本条例を制定するものである。

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題対策委員会委員の項を次のように改める。

いじめ問題対策委員会委員	日額 9,000円 ただし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は当該調査の結果に係る報告書の作成に関する業務を行う場合は、時間額11,000円とする。
--------------	--

別表いじめ問題再調査委員会委員の項を次のように改める。

いじめ問題再調査委員会委員	日額 9,000円 ただし、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下この項において「再調査」という。）の実施又は当該再調査の結果に係る報告書の作成に関する業務を行う場合は、時間額11,000円とする。
---------------	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。